

# 平成31年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 平成31年3月11日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一  
同職務代理者 塚本 亨  
委員 望月 京子  
委員 日高 芳一  
委員 齋藤 初夫  
委員 大里 豊子

## 議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	若林 繁
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	和田 栄治	・統括指導主事	塩尻 浩
・地域教育課長	山崎 淳	・統括指導主事	大川 千章
・生涯学習課長	加納 清幸	・放課後支援課長	生井沢良範
・中央図書館長	鈴木 誠	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄

## 書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 塚本 亨 委員 望月 京子  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまより平成31年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

議事録の署名は、私に加え、塚本委員と望月委員をお願いいたします。

本日は議案が1件、報告事項が11件となっております。

それでは、議案第8号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** 「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について説明させていただきます。

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入されます。また、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができるという上限が人事院規則で定められます。地方公務員においては、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができるよう、上限を定めるなど所要の措置を講じるとともに、平成31年4月より適応するべく条例の改正を行うことが求められております。そのため、幼稚園教育職員の超過勤務の上限等を定めるため本条例を改正するものでございます。

資料の2枚目をおめくりいただけたらと思います。この2枚目が本会議において提出される議案となっております。本条例は平成31年4月1日に施行するものでございます。変更点につきましては、新旧対照表がございましたので、そちらを見ていただけたらと思います。

改正の内容につきましては、まず「正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務」、これを超過勤務と規定してございます。それと2のところなのですが、「超過勤務に関しその上限時間その他必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。」教育委員会の規則でそれを定めて進めていくというものでございます。

なお、この規則の内容につきましては、人事院規則の改正に準じて、1か月について45時間、1年について36時間の上限を設定するなどの改正を見込んでおります。規則につきましては、改めて議案として上程させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** 今、時代の趨勢と申しまししょうか、いわゆる働き方改革をベースにしたご提案の趣旨はよく理解できました。私、聞きもらしたのですが、今の資料の別添の新旧対照表で、超過勤務に関して、上限時間が45時間ということですか。

○指導室長 そうですね、月 45 時間です。

○塚本委員 36 時間というのは。

○指導室長 1 年で 360 時間です。

○教育長 360 時間だよ。さっき 36 時間と言っていました。

○指導室長 360 時間です。申し訳ございません。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 8 号につきまして原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしということでございますので、議案第 8 号については原案のとおり可決といたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項の 1 「平成 30 年度第 2 回葛飾区教育振興基本計画推進委員会について」お願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「平成 30 年度第 2 回葛飾区教育振興基本計画推進委員会について」実施いたしましたので、ご報告させていただきます。

1 の実施日時及び場所につきましては、平成 31 年 2 月 13 日ということで、記載のとおりでございます。男女平等推進センターの多目的ホールで実施してございます。

2 の議題でございます。かつしか教育プラン（2019～2023）の取組みについて、平成 31 年度取組予定を検討したものでございます。

3 の構成委員につきましては、別紙 1 に名簿がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

4 の内容につきましては、別紙 2 に添付してございます「かつしか教育プランの取組みについて」平成 31 年度取組予定に基づきまして、事務局から内容をご説明させていただき、委員からご意見をいただいたところでございます。なお、当日の主な意見及び回答につきましては、別紙 3 「意見等要旨」のとおりとなっております。平成 31 年度の主な取組みにつきましては、既に先般、31 年度予算の主要事業概要等によりましてご報告をさせていただいているところでございますので、本日は委員からいただいた別紙 3 の意見、こちらに基づきまして、当日の様子をご報告させていただきたいと存じます。

別紙 3 をごらんいただければと思います。こちらは、プランの基本方針ごとに概要を説明いたしまして、質疑もそれに基づきまして行っているところでございます。

まず基本方針1についていただいたご意見でございます。第1段落目の記載につきましては、内容・資料の誤りについてのご指摘でございましたので、第2段落目から「また6ページの」というところからでございます。6ページの成果指標のところ、教育研究指定校・園の延べの校・園数が出ているけれども、30年度実績の29の数ほどどのように数えているかというものでございまして、指導室のほうから答弁をさせていただきます。3行目の「2つ目の」というところからでございます。教育研究指定校・園の延べ数につきましては、指定を受けている学校が、1年目と2年目を合わせて累計で29校・園あるということでの答弁をさせていただいてございます。なおかつ次年度から毎年新規校が10校ずつ増えていくと見込んでいるということで、積み上げているということでの答弁をさせていただいてございます。

その次のご意見でございます。6ページの開かれた学校づくりの第三者評価は8校程度で実施するとあるけれども、毎年8校実施するのかということで、次のところ、指導室のほうから答弁をさせていただきます。毎年8校ずつ実施していきたい見込みだということをお話ししてございます。

さらに基本方針2に移らせていただきますと、まず11ページの学校施設を活用した放課後支援の推進ということで、現時点でどのくらいの小学校が学校内学童になっているのかというようなご意見でございました。放課後支援課から、小学校の敷地内にある学童保育クラブは、学校数で30校ということで、近隣ですと学校の隣にある学校が5校ということで、それ以外についてはちょっと離れている状況ということで答弁をさせていただきます。

次のページに移っていただきまして、そういった答弁の中で、最終的に全校に学校内学童が設置されているという理解でいいのかというようなご質問をいただきまして、こちらにつきましては、小学校内に学童保育クラブの整備を順次進めていきたいということでございますけれども、学校敷地内につくれる学校、つくれない学校等あるかと思うということで、学校改築等の機会を捉えながら学校の中に整備をしていきたいというお話をさせていただいてございます。

その次でございます。11ページの地域コーディネーターの情報交換の場を設けるということで、これは今までなかったという理解でいいのかというご質問でございました。地域教育課から、こちらについては、現在の地域コーディネーターに加えて、芝生の管理でご協力いただいているグリーンリーダーに集まっていただき、情報を共有する研修会、現在では年2回というのをこれから3回ないしは4回に増やしていきながら、座学のような場から情報共有ができるような場に変化していこうという考えだということでお答えしてございます。

それからその次でございます。学校を支援する体制の整備ということで、地域顧問指導者あるいは地域技術指導者の配置ということで指導者の確保はできているのかというようなお話でございます。こちらの地域教育課からの答弁に関しましては、3行目、葛飾区、本区においては平成14年度から他団体に先駆けて、葛飾区の体育協会のお力添えをいただいております。

いう経緯をお話しさせていただいた上で、現在、各学校の校長先生が指導者を探す場合には体育協会にお声がけをさせていただいているというようなことを答弁させていただいてございます。

続きまして基本方針の3でございます。まず「新しい時代に対応する教育の充実」ということで、プログラミング教育、これはどういうものかというお話でございました。3ページの冒頭でございますけれども、これはいわゆるコンピューターゲームをということではなくて、プログラミング的思考を育てるものであるというご説明をしております。命令したことが命令どおりに動く、思ったとおりになるというところを勉強するということで、日本語における主語ですとか述語の曖昧性というところがありつつなのですけれども、そうではなくて、しっかりとした会話をするために必要な力として重要視されているというご説明をしております。

続きまして、「学びの機会の充実」ということで、学校図書館を活用した学習センターのご意見です。どのようにやっていくのかということで、指導室から、学校司書の時間を延ばしていく、常駐させていって毎日使える状況をつくるというような形で答弁をさせていただいております。なおかつそれに対して人材の確保はどうなっているのだという話で、さまざまところに募集をかけていて、できるだけ30時間、各学校にいられるように検討して募集しているという答弁をさせていただいております。

次に基本方針の4でございます。こちらでは生涯スポーツのランニング・ウォーキング事業の中のランニングステーションということでのお尋ねで、具体的な内容をお問い合わせいただいております。こちらで、総合スポーツセンターを使ったり、銭湯を使ったりというようなご説明をさせていただいているところでございます。

それから3ページの最後ですけれども、博物館ボランティアですとかの人数を年間500人を増やしていくというのはちょっと厳しいのではないかという話だったのですけれども、ページをめくっていただきまして、生涯学習課から、現状と伸びの見込みからそんなに無理な目標ではないというお答えをさせていただいております。また、委員のほうからスポーツライミング施設の整備のお話が出てございまして、具体的なことと内容をということだったのですけれども、生涯スポーツ課のほうで概要をご説明させていただいたということでございます。

全体を通しまして、児童虐待の話ということで関心を持たれている委員さんがいらっしゃいまして、区としての対応ということで、教育委員会としても野田市と同じような状況にならないようにということで、アンケート等を実施しているということでお答えをさせていただいております。

駆け足になりましたけれども、当日出た意見は以上でございます。我々事務局といたしましても、いただいたご意見をしっかり受けとめさせていただいて、計画の推進に役立てていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 基本方針4の博物館ボランティアに関連してなのですが、天文ボランティアの方の葛飾区の実践が非常に素晴らしいということで、いろいろな方が来ているみたいなのですが、その方たちが葛飾区の実践の具体的にどういう点を評価されているのかなというのが気になりますし、素晴らしいと思うのですが、その辺のところをもう少し教えていただけたらありがたいと思います。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 天文ボランティアの方はさまざまな活動をしていただいていますけれども、特に私が感じる場所では、毎週、金曜日・土曜日に星空散歩というものを開催してまして、そこで天文ボランティアの方が、天気がいい日は外に望遠鏡を出して実際に星空を見て解説するといったようなものもございまして、夏休みには子どもを相手にした天文の講座なんかも開いている。そういったところが評価されているものと私は認識しているところでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 取組み、やっていることは知っているのですが、その方たちがほかと比べて葛飾区がよくやっているという感じなのではございますが、ほかのところはそうでないということなのですかね。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 特に他の自治体、近隣区と比べたことはございませんが、現実的にあれだけのプラネタリウムと天文設備があるというのが、近隣自治体にはございませんので、そういったことが活躍の場になっているのではないかと思います。

○齋藤委員 わかりました。

もう1点よろしいですか。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 もう1点は言葉の使い方、中身ではないので申し訳ないのですが、この中に「とりくみ」という使い方が3通りになっているのですね。表紙のところは「取組み」と「み」がついていて、2枚ひっくり返して、細かい目次の基本方針2の2行目のところの「取り組みます」というのは「り」と「み」がついているのですね。その次の右側を見ると、「取組内容」というのは漢字だけなのですね。この「とりくみ」の言葉遣いというのは、行政的な取り決めがあれば教えていただきたいし、この三つの使い方を変えている趣旨がわかりたいなということなのです。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 私どもとしては、「取組み」という形で使っている、動名詞になるのですかね、そこでとまるときには、ひらがなの「み」を送り、「り」は入れないという形で扱っていきまして、「取り組みます」と動詞で使っているときには「り」と「み」を送るというような形。「取組内容」という形で、それ自体が一つの名詞になる場合は「み」も送らないというような形で使い分けているところをごさいますして、それで統一して記載をしているつもりでございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 よろしいですか。ほかにかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 私もその会議に職務代理として出席させていただいたのですが、特に後段のほうの意見等々、それぞれの所属されている団体の背景からの真摯な気持ちの訴えなり疑問点が開陳されたらと思っておりますので、それぞれ適切に担当部署課でお答えになさっていますし、先への課題をいただいたという理解をいたしました。

以上です。

○教育長 そのほかにかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 委員の方からも質問がありましたプログラミング教育について内容がわかりづらいといえますか、プログラミング教育についての理解とか周知というものが必要なと思えます。

○教育長 指導室長。

○指導室長 新学習指導要領の内容でございますので、まずは教員のほうには周知をしております。それからさまざまところ、例えば副校長会ですとか、それからプログラミング教育推進校ですとかで、そのやり方というようなものをまとめたものが出てきたところでございますので、それを学校に周知していく。その後、学校から保護者・地域の方々に伝わるという形になると思えますけれども、そのあたり検討させていただきたいと思えます。

○大里委員 お願いします。

○教育長 わかりやすく周知していただければということでございます。

そのほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項1については終了します。

続きまして報告事項2「葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校改築工事基本設計（案）について」をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、「葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校改築工事基本設計（案）について」ご報告いたします。

高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校改築の基本構想、基本計画に基づきまして設計業務に取り組んでおり、今般、基本設計案を取りまとめましたので、その概要を報告するものでございます。

1の敷地及び建物概要ですが、敷地面積は2万1,943.79平方メートル。構造・階数は鉄筋コンクリート造・地上4階建てで計画をしております。延床面積は改築棟が1万2,305平方メートルなど、トータルで1万4,226平方メートルです。

標準規模面積、それから既存校舎面積との比較でございますが、別添資料の別紙1をごらんください。クリップ止めを外していただいて、ホッチキス止めをしてあるものが別添資料としてお示ししております。その別紙1をごらんください。別紙1の諸室面積比較表は、葛飾区立学校改築における標準規模面積に基づく学習関係諸室、屋内運動施設等、そしてそれ以外の施設、それぞれの区分面積について基本設計案を比較したものでございまして、基本設計の一番下の合計1万4,226平方メートルは、昨年ご報告させていただきました本校の改築基本構想、基本計画の基本面積1万4,250平方メートルを踏まえて設計を進めてきたものでございます。標準規模面積と比較しまして1,290平方メートルほど小さい状況ですが、子どもたちが豊かな教育を受けられる機能は満たしてございまして、既存校舎面積との比較では1,218平方メートル大きくなっている状況でございます。

恐れ入ります、1枚目の資料に戻っていただきまして、2の基本設計(案)の概要でございますが、(1)の普通教室は、小学校普通教室を南側に18室、中学校普通教室を東側に12室配置し、児童・生徒が落ちついて授業が受けられる環境を確保しています。(2)の新設、拡充及び小学校・中学校共用とした諸室でございますが、アの新設が学校図書館などの学習センター、児童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室、小中連携室を新設してございます。イの拡充でございますが、小学校体育館・器具庫、自閉症・情緒障害特別支援学級、備蓄倉庫を拡充し、またウの小学校・中学校共用とした諸室は、新設拡充した諸室も含めまして、学校図書館などの学習センター、小中連携室、家庭科室、屋外プール、給食室、職員室等の管理諸室としてございます。

裏面をごらんください。(3)の校庭整備においては、教育環境の向上などのため、既存の7,115平方メートルから8,460平方メートルとしてございます。

恐れ入ります、配置図、平面図により、今ご説明した内容についてももう少し詳細をご案内させていただきますので、別添資料のほう、1枚おめくりいただき別紙2をごらんください。改築後の建物配置図です。小学校120メートル、中学校150メートルの周回トラック、また100メートルの直線走路や200メートルのトラックもとれる校庭としてございます。

1枚おめくりください。1階、2階の平面図です。左側の1階の平面図でございますが、南面に大きなピロティを設けまして、ピロティをくぐり抜けて中庭に出て、左側が小学校の昇降



口、そして右側の大きな外階段を経て、中学校の昇降口は2階に設置してございます。1階校舎西側には管理諸室、そして北側には給食室、学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室を設け、東側の動線が比較的少ない落ちついたところには特別支援学級などを設置しているところでございます。

右側の2階の平面図でございますが、小学校、中学校の普通教室、そして小中共用の学校図書館などの学習センター、小中連携室を設けまして、北側には小学校体育館を配置してございます。

小学校体育館につきましては、地域開放に配慮しまして、校舎北側の外階段から入れるようにし、トイレと多目的トイレを設けることで、体育館から廊下に出ることなく完結できるつくりにしてございます。また、将来的に2階から4階の特別教室も地域開放をすることを想定いたしまして、一般区民が地域開放時に普通教室エリアに入ることがないように、簡易的なドアを設置する計画でございます。

1枚おめくりください。3階と4階の平面図です。2階同様に普通教室を配置し、3階には小中共用の家庭科室、小学校の図工室や音楽室、中学校の技術室や美術室などを配置してございます。4階には理科室のほか、中学校の音楽室などを配置してございます。3階、4階にある少人数教室2部屋の間の壁は可動間仕切りにしてございまして、学年集会が可能な2教室分のスペースをとることも可能としております。

1枚おめくりください。校舎断面図を参考までに添付させていただきました。

恐れ入ります、報告資料のほうにお戻りください。3の改築スケジュールです。平成31年(2019年)10月から小学校プールの解体、そして中学校プールの改修工事を行いまして、記載のスケジュールで工事を進めてまいります。そして平成35年(2023年)4月から新校舎での学校運営を開始する予定としておりまして、改築事業の完了は平成36年(2024年)3月を予定しているところでございます。なお、改築工事スケジュールに沿った工事工程ごとの配置図を別添資料の最後のページに別紙3で添付してございますので、あわせてご参照いただければと存じます。

最後に4の今後の予定ですが、この改築工事基本設計(案)につきましては、改築懇談会委員や学校周辺の方々に説明会をそれぞれ開催いたしまして、基本設計(案)の内容や工事スケジュールなどの周知を図ってまいります。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** それでは、ただいまの報告について何かご質問等はございますでしょうか。

大里委員。

**○大里委員** 確認したいのですけれども、平面図の3階と4階で小学校のエリアと中学校のエリアが入り組んでいる印象を受けるのですが、これはやむを得ないのか、あるいは意図的なの

か。理科室ですとか図工室ですね。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 3階と4階の特別教室については、入り組んでいるというよりも、例えば小学生が特別教室に行くまでの間に中学生のつくった作品などを見ながら、僕もああいうようなものがつくれるようになりたいというようなことを含めて、このような特別教室の配置にさせていただいているという状況でございます。

○教育長 大分意図的ということ。

○大里委員 よくわかりました。

それともう1点なのですが、中学校の昇降口に上がる階段は屋根はあるのですか。昇降口は2階になりますけれども、雨の日に傘が混み合うのではないかなと思いました。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 2階に上がる階段のところなのですが、ひさしを設けて濡れないような設計にしております。

○大里委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 小学校と中学校の体育館なのですが、中学校は既存利用になっているのですが、別紙を見て言っているのですが、小学校はここに見えるのですが、中学校の既存というのはどこに配置されているのですかね。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 本日、添付させていただきました別添資料の別紙2に改築後の配置図が付しておりますが、この南側にプールと記載してあるところが既存の中学校の体育館棟でございます。

以上です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 もう一つ。1階の校長室、中学校と小学校がございまして、その隣に小学校は会議室で中学校は資料室になっているのですが、これは両方とも会議ができるようにということなのですか。そういう趣旨で資料室と会議室に分けてなっているのですかね。それとも本当に資料室で、片方だけ会議室で、中学校もそちらの小学校のほうへ行って会議するということになるのでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 この資料室と会議室につきましてどのような配置にするかというのは今後、実施設計の中で検討していくところでございます。小学校と中学校の校長室を配置す

るに当たって、昇降口からすぐ校長室の入口になるのは余りよろしくないというような校長先生のご意見を踏まえて、この資料室、会議室等々を配置させていただいている状況でございます。

以上です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 校長室のところに集まって会議できるような、ちょっとした会議ができるようなスペースがあったほうがいいなと思っているのです。ちょっとした打ち合わせができるスペースというのは、これからいろいろな状況に対応するときに必要なのではないかと考えています。こういうスペースがいいなと思ったのですが。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 今回、設計をするに当たって、校長室については1教室分の広さを確保してございまして、今、委員、おっしゃるような校長を始めとして学校運営をどのようにしていこうかというような会議ができる場合は校長室の中に今後配置をしていくという予定でございます。

以上です。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項2については終わります。

続きまして、報告事項3「平成30年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成30年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」ご報告をさせていただきます。

本賞は、「かつしかっ子」宣言の五つの項目において優れた活動をした児童・生徒・幼児の自己肯定感を高めるための取組みとして、平成27年度から実施しているものでございます。対象は個人で、活動については幼児・児童・生徒の善行、スポーツ・文化活動等としております。審査結果については、別紙をごらんいただきたいと思います。

表彰の基準をもとに、小学生21名、中学生20名を表彰いたします。表彰内容につきましては、後ほどごらんいただけたらと思います。

なお表彰式につきましては、3月12日火曜日、明日でございます。午後3時20分から葛飾区男女平等推進センターで行う予定でございます。

よろしく申し上げます。

○教育長 何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいま指導室長からいただきましたけれども、冒頭にございますように幼児・児童・生徒の自己肯定感を高めるためにというこの趣旨は非常によろしいかなと思いますし、各般の表彰者の内容も五つのそれぞれの項目に沿って、地道な活動なのですが、特に人の優しさに触れながらということがありますので、非常に素晴らしい展開ですので、ほかの児童・生徒にとってもいい思い出になろうと思いますので、引き続きこの事業は続けていただきたく思います。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

望月委員。

○望月委員 この選出される児童・生徒に関しまして、各学校で、学校の中で選ばれるのかというのと、これは各学校によっては数名出ているところと1人というところとありますけれども、何名ぐらいまでの選出ができるのかなというのも聞かせていただければと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 まず児童・生徒、幼児もですけれども、これは学校から推薦をしていただいております。特に人数の制限はかけていないのですけれども、大体、ここに出てきている児童・生徒が表彰されます。ただ、この中には候補者の中から2名程度落としているのもございますが、ほぼ推薦した者はあげている状況でございます。

○教育長 よろしいですか。

教育委員会が落としたの、選考したというか。

○指導室長 推薦で来ておりますので、その中を教育委員会のほうで精査をして、選考をしたということでございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 もう一ついいですか。できれば各学校から推薦が上がってくるようにしていただければいいのかなと思いました。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 ただいま望月委員が奇しくもおっしゃっていただいたのですが、学校の遍在という言葉は使いたくないのですが、非常に熱心な学校からの推薦が上がって、またその子どもたちが幸せであろうという実感を持ちました。

以上です。

○教育長 日高委員。

○日高委員 学校から主体的に申し込んで、それこそ推薦をして出してくるということは大変に大事だろうと思いますけれども、一方、学校が固定化されているのじゃないか。偏りがあり

過ぎるのじゃないの、もっと漏れている子どもがいるのじゃないかというご心配はないですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 宣伝をした上で上げていただいているのですが、その心配は多くはないと思いますので、今後ともその周知をしっかりとしていきたいと思います。

○教育長 よろしいですか。

では、報告事項3については終わります。

引き続きまして、報告事項4「平成30年度『かつしかっ子』文学賞の審査結果について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成30年度『かつしかっ子』文学賞の審査結果について」でございます。

本文学賞は、かつしか教育プラン2014に基づいて、児童・生徒の自己肯定感を高める取組みとして実施するもので、児童・生徒作文集「かつしかの子」の掲載作品の中から、特に優秀な作品の出品児童・生徒について表彰していくものでございます。

審査結果につきましては、2の表彰者をごらんいただけたらと思います。「かつしかっ子」文学賞の表彰者は、小学生が6名、中学生5名でございます。葛飾区立小学校児童作文集「かつしかの子」、葛飾区立中学校生徒作文集「かつしかの子」の編集委員により選考され、表彰いたします。

なお、表彰式は3月12日、明日でございます。先ほどの「かつしかっ子」賞に続きまして、午後4時30分から男女平等推進センター1階多目的ホールで行う予定でございます。

引き続き「かつしかっ子」宣言の理念にふさわしい児童・生徒の優れた活動や優秀な作品を取り上げて自己肯定感を高める取組みの充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 この件について、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 先ほどの「かつしかっ子」賞とあわせまして、こちらの「かつしかっ子」文学賞を毎年、非常に楽しみにしております。今回も、題名のほうを見ますと非常に読むのが楽しみなものがたくさんあります。いただいた作文集を早速読みたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

文集の中から選ばれているということで、読んでもらえればと思います。

そのほか、よろしいですか。

それでは、報告事項4について終わります。

引き続きまして、報告事項5「葛飾区いじめ防止基本方針の改定（案）について」をお願いし

ます。

学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** それでは報告事項等の5になります。「葛飾区いじめ防止基本方針の改定（案）について」でございます。

まず1の改定理由でございますけれども、今般、4月にいじめ防止対策推進条例が施行される予定であることから、現在ありますいじめ防止基本方針を全面改定するものでございます。

2の主な改定のポイントでございます。（1）ですけれども、全体構成を見直し、3章9項目で構成し、項目を整理したところでございます。

次に、（2）以降につきましては、基本方針のほうを見ながら説明させていただきたいと思っております。主な改正ポイントは、今般、第三者委員会の指摘を受けたものを中心に改定をしたものでございます。

まず初めにいじめ基本方針の2ページをお開きください。第1章の2にいじめの定義を記載してございます。冒頭、いじめについて条例第2条では次のように定義をしているということで、（1）といたしまして、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と、条例の定義を示させていただきました。ただ、それだけでは、なかなか今般のように定義を十分に理解できないこともあると思いますので、1ページをおめくりいただきまして、その条例の定義の解釈について載せるとともに、下段のほうに事例を挙げております。事例の1個目です。冷やかしやからかいでもいじめに当たりますよと。三つ目で、軽くぶつかられたりしたことでもいじめに該当する可能性があるというような具体的事例を挙げ、いじめの定義についての理解を深めることといたしました。

続きまして、次の4ページをごらんください。3の（3）「いじめについての適切な理解と指導」でございます。「法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲よりも極めて広く、その行為を受けた子どもが、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当すると理解することが求められている。」というような記載をして、さらにいじめの定義について理解を深めるようにしたところでございます。

続きまして、基本方針の8ページをごらんください。今般、条例の制定に伴いまして、附属機関等のさまざまな委員会について整理をさせていただいたところでございます。第2章1

（2）として、関係機関の連携を図るための葛飾区いじめ問題対策連絡協議会の設置について。また（3）におきましては、教育委員会の附属機関として葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置。1枚、おめくりいただきまして9ページをごらんください。（4）でございます。

（4）については葛飾区いじめ調査委員会の設置。これについては、区長が行う再調査につい

ての規定、これらについても記載をさせていただいたところでございます。

続きまして次のページ、10 ページをごらんください。(8) でございます。部活動における適切な指導の充実でございます。こちらにつきましては、今般、第三者委員会から部活動の管理監督についても指摘を受けてございますので、①といたしまして、「運動部活動中、運動部顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導をすることを原則とし、活動の開始時と終了時には観察を行い、生徒の状況を把握すること。また、活動中や休憩時にコミュニケーションを図り、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにすること。」②といたしまして、「運動部顧問がやむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員及び部活動地域指導者と連携・協力して、全ての部活動生徒を見守り、事故等を見逃さない体制をとること。また、あらかじめ運動部顧問と生徒との間で確認した安全面に十分に留意した内容や方法で活動をするなど、安全確保のための取組みを行うこと。」と、部活動の指導の充実についても記載をさせていただきました。

それから16 ページをごらんください。第3章「重大事態への対処」でございます。こちらにつきましては、重大事態への対処は非常に重要なものですので、法令の根拠を示すとともに、重大事態が発生した場合の流れ等を図式化いたしました。

一番上の紙にお戻りください。4、今後の予定でございます。平成31年3月、文教委員会に報告した後、教育委員会でも基本方針の決定をさせていただきます。4月に施行し、区ホームページ等による周知を行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

**○齋藤委員** この改正のポイントに示されているように、現代的な、現在直面している課題をそれぞれ適切に分析をしていただいて、今後の対処についてまとめられているというのが全体的な印象で、大変いいと思います。

細かくなりますけれども、2カ所だけちょっとご意見として申し上げたいと思います。まず4ページの真ん中辺、「いじめの適切な把握」というところの文章なのですけれども、「いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する」というふうに、いじめは気づきにくいところだけでやるみたいにあるのですけれども、私はここはそういうケースもあるというふうにしたほうがいいのじゃないかと思っています。例えば、「大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるケースのあることを認識する」とか。一つの形としてはあると。目立ってやる場合もありますから、そういうふうな言葉の使い方をもう少し考えていただけないかなというのが1点です。

それからもう1点は、「いじめについての適切な理解と指導」のところ、3行目のところで、

「また、いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり」とあるのですけれども、いじめる側に全く問題はないととられかねないので、そういうことではなくて、例えば、「いかなる理由があっても、いじめは許されない」というような形で、趣旨がわかるような形で表現を考えていただけないかと思います。

以上、2点でございます。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 今、ご意見をいただきました。また、3月の文教委員会でもご意見をいただくことになっておりますので、そうしたことを総合的に検討した上で、3月の臨時会に提案をさせていただきたいと考えてございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 齋藤委員がご心配なされたようなことは私も理解できますし、今、部長からもご答弁いただきましたけれども、葛飾が初めて条例を制定するのであるということを踏まえて、文教委員会の貴重な意見等を踏まえた内容の濃いものにつながる、なおかつ子どもたちを守る。両者あるのは十分理解できますけれども、その辺を周知していただきたいのと、3ページ目にご説明いただきました囲みになっての具体例がございしますが、「冷やかしやからかい、悪口」云々という、これもこのまま成文化されて条例になりましたら、一般の区民の方へのPR、啓発をしていただき、回りの大人が気づいていくという部分が非常にあろうと思うのですが、バイスタンダーになってはいけないのだということで、何か突破口になるようなPR活動もぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 今、地域の方のご協力ということでございましたけれども、今でも年に何回かこういったいじめを見ましたよということでご連絡をいただいたりしてございます。今後さらに地域の方へもこうしたことの周知も含めて、見守りですとかあるいは相談相手になっていただけるような体制を構築してまいりたいと考えてございます。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 いじめについては興味、関心というか、非常に高いだけに、今回このような全面改定することは大変に素晴らしいなと思います。いい時機を得てこうした改定がなされるということは大変素晴らしいなと。ぜひこれを大事にしていきたいなと思います。

それからもう一つ、私は部活動中におけるいじめ問題というのは結構あるのではないかなと



心配をしております、そういう中で、特に部活動中に顧問が欠けた場合にどういうふうにするのだと。あるいは顧問がいた場合においても、どういうふうに立ち居振る舞いをしていくのかということが、(8)の「部活動における適切な指導の充実」というこの項目の中に明記されたことは大変よかったのではないかな。こういうことを大事にしていかないと、なかなか部活動の中で起きるいじめ問題等については解決は難しいと。また、そういう意識がないと防止できないとも言えますので、この文章というのは大変にありがたいなと思います。

以上です。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 今般、第三者委員会から答申を受けた、子どもたちだけで部活動が行われていたということがないように、この部活動の充実の欄については取り入れさせていただきました。こちらについては、部活動のガイドラインの中にも記載されておりますので、そうした部活動のガイドラインの趣旨ともあわせて、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項5については終了いたします。

引き続きまして、報告事項6「学校支援総合対策事業の進捗状況について」をお願いします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 それでは報告事項等6「学校支援総合対策事業の進捗状況について」でございませう。

大きく三つの項目に分けてございませう。まず1、「発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業」でございませう。まず(1)といたしまして、特別支援教室の実施でございませう。小学校における利用決定者ですけれども、31年1月末時点で874人となっております。昨年度の同時点、733人と比較して約1.2倍となっております。31年度につきましては、拠点校、これまでの7校に加えて新たに4校を加えて11校体制にしてまいりたいと考えてございませう。

次に中学校における利用決定者でございませうけれども、1月末時点で157人となっております。また、昨年度、1年生を対象にしたモデル事業を経て、本年度は全学年を対象に拡大し、本格実施をするとともに、これまでの拠点校2校に加えて新たに2校を拠点校とし、4校体制としたところでございませう。

次に(2)自閉症・情緒障害特別支援学級の設置でございませう。平成31年度は、知的障害のない自閉症等の可能性がある生徒を対象といたしまして、自閉症・情緒障害特別支援学級を高砂中学校に開設する予定でございませう。現在、高砂中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の編成について、指導・助言を行っており、今後は本格実施に向け、設置校と

の調整を行うとともに、区内全域への周知を行ってまいりたいと考えてございます。

次に2の「不登校対策プロジェクト」でございます。(1)校内適応教室の設置でございます。登校はできるものの教室に入ることができない児童・生徒を支援する校内適応教室については、小学校1校、幸田小と、中学校については中川中学校に設置し、支援員を配置した上で、校内体制及び環境整備を今年度から行いました。その結果といたしまして、小学校では不登校及び不登校傾向にある児童11人中8人が、中学校では生徒の7人中6人が校内適応教室に登校することができ、成果を上げたと考えてございます。

31年度につきましては、不登校生徒の多い中学校2校、金町中と葛美中に校内適応教室を設置する予定でございます。今後、今年度の設置校における成果検証と次年度に設置する校内適応教室の運営に係る支援を行ってまいります。

次に(2)適応指導教室の設置でございます。総合教育センターで適応指導教室の「ふれあいスクール明石」を運営し、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒が学校へ復帰できるよう支援してございます。適応指導教室の通室登録者は、小学校14人、中学生116人の合計130人となっております。

次に3、にほんごステップアップ教室及び日本語学級の設置でございます。にほんごステップアップ教室につきましては、来日直後等で学校生活で使う日本語や生活指導の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を30年5月に総合教育センターに設置いたしました。31年1月末時点における延べ利用者数は、小学生70人、中学生41人の合計111人となっております。また、同時点における小学生35人、中学生19人の合計54人が指導を受けております。今後、「にほんごステップアップ教室」の成果と課題を検証した上で、改善に取り組んでまいります。

次に(2)日本語学級でございます。初期指導後の児童・生徒を対象とした日本語学級を設置し、31年の1月末時点で、松上小で14人、中之台小で29人、新小岩中で41人が指導を受けてございます。今後、日本語学級の成果と課題を検証した上で、改善に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** 今ご説明いただきました各項目は非常に大切なことと思いますが、特に後段にございましたにほんごステップアップ教室、日本語学級の設置については、価値観の多様化というか、グローバル化、国際化という部分を背景として、大変な作業になる事業であろうと思うのですが、葛飾区全体としてのかさ上げというか、鋭意努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。

以上です。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 にほんごステップアップ教室、日本語学級、ともにまだ始めたばかりですので、さまざまな課題があることは認識してございます。ただ、塚本委員からもお話がありましたように、今後は増加傾向にあるということは間違いございませんので、そうした増加状況も踏まえて、きちっと対応してまいりたいと考えてございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 金町と葛美、不登校の子どもが多いと、こういうことを言っておりますけれども、校内の適応教室を設置するということは大変歓迎でありまして、ありがたいなと思います。

どれぐらいの不登校の子どもになるのでしょうか。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 20人を超える人数が不登校となっております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

中学校3校は多いと思います。

○日高委員 多いですね。

○教育長 そのほかいいですか

それでは、報告事項6については終わります。

続きまして、報告事項7「渡辺明杯かつしか子ども将棋大会2019の開催について」お願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは私のほうから「渡辺明杯かつしか子ども将棋大会2019の開催について」ご報告させていただきます。

まず1番の趣旨でございますけれども、葛飾区の子どもたちに対しまして、日本が誇る文化の一つでございます、集中力、忍耐力、想像力の養成など、教育の面でも有意であると言われてございます将棋に触れる機会と研鑽の場を提供するために、葛飾区出身でトッププロ棋士として活躍していらっしゃいます渡辺明棋王の名を冠につけました子ども将棋大会を初めて共催するものでございます。

2の概要でございます。(1)実施日は本年5月4日土曜日。場所は青戸地区センターとしてございます。対象は小・中学生で、実施内容、予算につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3番の審判長は渡辺明棋王、4番の参加棋士は渡辺明棋王と所司和晴七段ほかプロの棋士でございます。5の主催といたしまして、区、教育委員会、日本将棋連盟葛飾支部、葛飾区将棋

連盟、これは文化協会の参加団体でございます。

以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

大里委員。

○大里委員 この大会の募集の仕方と、参加人数とか規模をどれぐらい想定しているのでしょうか。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 申しわけございません、資料に記載してございません。4月5日号の広報かつしかに掲載する予定で、あわせましてホームページ、SNSなどで募集をかける予定でございます。

人数としては150人ほどの規模を見込んでいるところでございます。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 これは150人規模ということなのですが、何時から何時ごろまでで、青戸地区センターの中は多目的ホールとか和室とかあるのですけれども、会場はどういうところを考えているのでしょうか。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 時間は9時半受付の10時を予定しているところでございまして、ホールと大会議室を今のところ予定しているところでございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

引き続きまして、報告事項8「第6回（平成30年度）かつしか郷土かるた全区競技大会の実施結果について」をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは「第6回（平成30年度）かつしか郷土かるた全区競技大会の実施結果について」ご報告申し上げます。

まず1の目的、開催日時、会場等につきましては、別紙1に大会要項をつけてございますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして2の出場地区数でございます。小学校3年の部が全19地区、これを20チームとしてございます。昨年に続きまして全地区から参加いただいているところでございます。小学校4年生以上の部が19地区で、今年度初めて全地区からの出場となっております。20チー

ムとしてございますのは、対戦相手がいないチームができないよう、出場地区数が奇数の場合、前年の優勝地区から2チーム選出可ということに基づいているものでございまして、今回、予定は小学校3年生の部で新小岩地区、4年生以上の部で新小岩北地区となっております。

成績でございます。小学校3年生の部の優勝が新宿地区、準優勝が亀有地区、第3位が新小岩地区のそれぞれ代表となっております。小学校4年生以上の部では、優勝が新小岩北地区、準優勝が金町地区、第3位が新宿地区のそれぞれの代表でございまして、新小岩北地区につきましては2連覇となっております。

4番の前回までの成績は資料に記載のとおりでございますけれども、第3回の3年生の部で優勝地区が新小岩北地区となっております。そのメンバーが今年度、4年生以上の部で優勝しました。2回優勝したということで、日本郷土かるた協会のほうから、かるた名人として認定されたところでございます。

私からは以上でございます。

**○教育長** それでは、ただいまの報告について何かご質問等ございますか。よろしいですか。  
塚本委員。

**○塚本委員** 私も拝見させていただいたのですか、第6回を迎えて、特に子どもたちが郷土かるたを通して葛飾の郷土を知るという部分は非常に大切な部分であろうと思いますので、非常に盛り上がっていますし、参加の動き、また選手が出ている学校の校長先生あたりの温かい見守りの中で、熱気のある中で、非常に私がびっくりしたのが、小学校4年生以上の部で、別紙にございますけれども、獲得点数がすごいんですね。3戦して3勝した流れの中で、ポイント差でなおかつ高得点数、獲得点数が156点というのは、今まで見たことがないので、すごいかなと。確かにかるた名人になるのだなという気がしました。感想だけです。

以上です。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。

6年生は最後のチャンスを皆、狙っていたのです。最後は涙、涙で、大変だった。

よろしいですか。

それでは、報告事項8については終わります。

続きまして、報告事項9「葛飾区体育施設指定管理者との基本協定について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 報告事項等9「葛飾区体育施設指定管理者との基本協定について」でございます。

本基本協定につきましては、葛飾区教育委員会の指導・監督のもと、葛飾区体育施設指定管理者に事業運営及び施設管理を行わせる上で必要な基本的な事項を定めるものでございます。

指定管理者につきましてもこれまでの経過でございますが、記載のとおりでございまして、

選定委員会を経て、9月に仮協定を締結いたしまして、10月に第3回区議会定例会におきまして指定管理者の指定の議決をいただきました。それ以降、基本協定、年度協定の締結に向けた協議を行ってまいりました。

2の基本協定の概要でございます。協定締結者甲といたしまして葛飾区教育委員会、乙といたしまして指定管理者でございます住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。(2)の対象施設につきましては葛飾区内の体育施設全てとなっております。

裏面をごらんください。指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。業務内容につきましては、体育施設条例第3条の2に定める業務となっております。こちらにつきましては、体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及、健康の増進及び体力の向上、体育施設の使用に関する事、体育施設の維持管理に関する事となっております。

前回との主な変更点といたしまして、水元総合スポーツセンター及び小菅西公園フットサル場と、それぞれの駐車場を追加してございます。

3、基本協定に基づきます年度協定につきましては、基本協定に基づき毎年度、管理・運営の具体的内容（モニタリング、委託料、区への還元、事業計画等）を年度協定により定めることとしてございます。31年度の年度協定の概要につきましては、別紙に添付をさせていただいたところでございます。

今後の予定でございます。平成31年4月1日基本協定締結、同日で平成31年度協定を締結し、指定管理業務の開始を行ってまいりますのでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項9について終わります。

引き続きまして、報告事項10「図書返却ポストの設置について」をお願いします。

中央図書館長。

**○中央図書館長** それでは報告事項等10「図書返却ポストの設置について」ご報告させていただきます。

概要でございます。図書館利用者の利便性向上を図るため、図書館へ行かずに借りた図書を返却できる図書返却ポストを設置するものでございます。

設置場所でございます。京成高砂駅、葛飾区高砂12番先になってございます。京成金町線ホーム側のエレベーター出入り口の裏となります。

裏面をごらんいただければと思います。京成高砂駅の南側になります。地図上で「京成高砂駅」と記載をされている下の矢印のところから見た写真が下の写真になります。左側が大きな踏切になっておりまして、右に行きますとイトーヨーカドーになります。中央に見えますのが

京成金町線側の階段の出入り口となります。その右のメッシュの壁の奥がエレベーターになりまして、その裏側の線路脇に設置する予定でございます。

次に図書返却ポストでございますが、別紙をごらんください。縦 900 ミリ、横 750 ミリ、高さ 1,605 ミリとなります。

本文にお戻りいただければと思います。運用開始日でございますが、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

最後に周知方法でございます。広報かつしか、区ホームページ、ツイッター、フェイスブック、図書館ホームページ、図書館内の掲示とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 葛飾区民の方への利便性という部分で、この返却ポストの設置は非常によろしいかなと思うのですが、教えていただきたいのは、今まで新小岩の北口広場ですとか幾つか設置してございますが、トータルで幾つぐらいになるのか、もしわかれば教えてください。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 現在運用させていただいているのは、トータルで 5 カ所でございます。新小岩駅東北広場、堀切地区センター、新柴又駅前、青砥駅高架下、四ツ木駅前、こちらの 5 カ所となっております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項 10 について終わります。

続きまして、報告事項 11 「区政代表・一般質問要旨」についてお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、現在、ことしの第 1 回区議会定例会、まだやっている最中でございますが、代表質問と一般質問が終わりましたので、その教育委員会に関する質問についてのご報告をさせていただきます。

まず代表質問につきましては、共産党の三小田議員から学校建替えについて、それから区民連のかわごえ議員から葛飾区の教育振興基本計画についてであります。一般質問につきましては、それぞれの方々から出ておまして、伊藤よしのり議員からはスポーツ施策の充実。小山議員からは学校教育についてと区立小中学校の体育館冷暖房機器の設置について。おりかさ議員からは葛飾区子ども・若者計画（素案）の幾つかの事業について。小林ひとし議員からは児童保育について。立花議員からは小中学校のNHKの放送受信契約について。最後、高木議員のほうからはいじめ防止対策推進条例について、それぞれご質問がありました。

今回も教育長がご答弁したところを中心に説明させていただきます。3ページのかわごえ議員のところをごらんください。ここでは教員の働き方改革についての課題で、そのご質問は教員の労働環境と資質向上についてということでございます。

質問への答弁について読み上げさせていただきます。新学習指導要領において、小中学校における道徳の教科化、小学校外国語の教科化、プログラミング教育の導入など教科の内容が充実されます。また「主体的、対話的で深い学び」による指導、新しい学習評価の方法やカリキュラム・マネジメントによる教育課程の組織的・計画的な改善が行われます。

こうした変化に伴って複雑かつ多様化した中の教員の長時間労働は看過できない実態があるということで、このような中、文部科学省においては、平成31年1月25日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、1カ月の在校時間について、超過勤務45時間以内を原則とするという内容が示されております。

本区におきましても、国のこの方針を踏まえて、長時間労働改善のために「(仮称)葛飾区立学校における働き方改革推進プラン」の策定を今、進めているということです。

教員の資質向上につきましては、学校の業務軽減を図ることで、教員が児童・生徒と向き合う時間を創出するとともに、全小中学校で行っている校内研修の充実やOJTの活性化により、教員の協力体制を確立する。そういった勤務時間の中で効率よい取組みを推進する必要があると考えています。

本区は学校における研究活動を推進しておりまして、毎年10校程度を教育研究指定校として指定しております。校内研究のよさは、出張のための移動時間を必要としないことであり、自校の子どもの実態に合わせて研修ができること、また指定された学校は、学校の教育課題に応じた2年間の研究成果を発表することにより指導力が向上するとともに、区内の教員と研究成果を共有しております。経験不足等により、授業準備や校務処理に時間を要する若手教員に対しては、新規採用から3年間、退職校長による定期的な指導を受けることで、効果的に教員としての資質向上を図っています。

今後は、教育の情報化を推進する中で、学校ではICT機器を活用した授業がさらに増えていきます。教員はICT機器を活用した授業の進め方や、教材を区内全小中学校で共有することで効率化を図ることができるようになり、教材研究の時間が軽減されることが見込まれます。教育委員会といたしましては、働き方改革とあわせて、校内外における研修の推進やICT機器の活用により効率的な教育活動を推進させることで教員の資質向上を図ってまいります。

続いて、かわごえ議員のほうからは、学習センターの機能についてのご質問が6ページからございます。

学習センターは、これまでの学校図書館としての機能に加え、児童・生徒がより主体的に学習活動に取り組めるよう、ICT機器を活用して、調べ学習や自学自習に取り組めるようなス



ペースを設けます。また、学習センターのハード面についても、学習環境を整えるために新たな机やパーテーションなどを設置し、児童・生徒が集中して学べる場としての整備を行ってまいります。これらの機能をさらに充実させるために、学校司書の配置を平成31年度から週30時間へ拡大する予定であり、学校司書の資質の向上が課題であると捉えております。

7ページでは、学校司書の役割ということで、図書の選定、収集、整理、貸出し、図書活動の充実のほか、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動のための図書資料活用等の教員支援などがあります。これらのことを進めるため、学校司書及び司書教諭の研修を年2回から6回に増やす予定です。また、新規採用の学校司書については、研修とは別に、ベテランの学校司書が巡回し、丁寧に指導・助言を行うことにしています。これらの研修の充実や全小中学校の学校司書の活動の様子を把握し、指導・助言を行うことなど、学習センターの運営に関することを一元化して進めることは重要なことと認識しております。今後は、学校図書館の効果的な活用に専門的な知識のある人材をスーパーバイザーとして配置することについて検討してまいります。

さらに8ページからは、かわごえ議員が、総合教育センターにおける全体を統括する機能や専門性を持った組織の体制整備、庁内組織を越えた連携の構築、そういったことをご提案されたので、それについてのご質問にお答えしております。

総合教育センターでは、特別支援教育、いじめ、不登校、日本語教育など多様な課題に対応するため指導主事、心理士、スクールソーシャルワーカー、警察OB、日本語指導員など、専門性のある職員が各担当事務の役割を担っております。そして、学校教育支援担当課長が各担当業務の情報を調整しながら、総合教育センターで実施している事業全体を統括し対応しております。しかしながら、多様で広範囲にわたる課題にさらに的確に対応するためには、総合教育センター内の各担当職員がより一層連携して対応することができる体制の整備が重要であると考えております。

今後は、課長のリーダーシップのもと、係長、指導主事が今まで以上に専門性のある職員を取りまとめ、情報の共有、連携を強化することにより、総合教育センターがより組織的に対応していく体制を充実させてまいります。また、いじめ、不登校など庁内組織の連携だけでは適切に対応できない案件も増加しております。警察、児童相談所等の関係機関と庁内組織を越えた連携をより一層深めてまいります。

さらに、かわごえ議員は生涯学習についてのご質問をしております。生涯学習の方針と区民大学の方向性についてのご質問です。

初めに教育委員会としての生涯学習の方針を明確にし、専門性を持った体制についての答弁になります。葛飾区教育大綱及び葛飾区教育振興基本計画でもお示ししておりますとおり、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現のため、区民の学びを支援していくことや、学びを支える地

域の担い手づくりに取り組むことはとても重要であると認識しております。多様化する区民の学びを支え、その質を高めるためには、学びを触発し、その活動をコーディネートすることができる、専門性を持った体制の整備は重要であり、区はこれまでも教育委員会に社会教育主事を配置し、その専門性を活かして区民の学びをサポートしてまいりました。また、区民の学習活動への参加意欲の高まりの中で、かつしか区民大学区民運営委員や博物館ボランティアといった、学習活動をコーディネートする区民も増えてきております。

今後も、学び合い、教え合うことのできる地域人材の育成に力を入れ、引き続き専門性を持った体制の整備に努めてまいります。

次は、かつしか区民大学が10年を迎えたことのご質問です。

本年で10周年を迎えることとなったかつしか区民大学は、これまで各種団体との連携講座や著名人をお招きしての特別講演会などを開催し、また、かつしか区民大学区民運営委員などの区民との協働による講座の展開などにより、講座数は年々増え続け、現在は年間100程度の講座を開催しております。

これからは、連続講座などの継続した学びをつくり出すメニューを開発し、講座内容の充実を図り、量から質へ転換して新たな受講者層の開拓に努めてまいります。また、学びから実践への道筋をより具体的に示す講座を展開することで、学びの循環を図り、区民がまちづくりの主人公になるための学びの仕組みづくりに取り組むことを進め、かつしか区民大学のさらなる充実に取り組んでまいります。

かわごえ議員からは、さらに子どもの遊びについてのご質問もありました。

現在の子どもの体力やコミュニケーション能力の育成が大きな課題となっており、遊びは子どもの成長に欠くことのできないものでございます。子どもにとっての遊び場環境はさまざまなものがありますが、各地域にある公園もその一つです。しかしながら、現状では、「野球・サッカー禁止」とされている公園もあり、本来最も体を動かして遊びたい小学生がボール遊びができず、家の中でひとりでゲームで遊ぶこととなる要因の一つとなっているのではないかと考えております。このような問題意識を教育委員会としても持っており、公園課とも連携しながら、ボール遊びができる公園を一つでも増やしていきたいと考えているところでございます。

次に、専門家も交えてこの現状を分析し、全庁的に方針を検討する必要があるというご提言についてのお答えです。

地域の公園などの遊び場の環境改善につきましては、ご指摘をいただきましたように、利用者が多岐にわたることや、近隣住民との調整など、多くの課題があることは認識しているところでございます。今後、子どもの意見も聞きながら、お話にありました他の自治体の取組事例なども参考に、ボール遊びなどができるような遊び場の環境改善に向けてどのように全庁的に方針を検討していくべきか、関係課で協議を進めてまいりたいと考えております。

16 ページからは伊藤議員の質問ですが、これは次長答弁が続いていますので、そこは割愛させていただいて、20 ページ、ここから教育長がお答えしております。

スポーツ施策の充実でございますが、伊藤議員のほうからはふれあいRUNフェスタの公道開催を要望されております。

それについてのご答弁で、かつしかふれあいRUNフェスタはことしで5回目となり、昨日はおいでいただきありがとうございます。地域の方々のさまざまな協力をいただき、区の代表的なスポーツイベントとして定着しております。毎年、約7,000人の参加者を数え、とりわけ親子で楽しく走るファミリーランの人气が高く、他のマラソン大会には見られないほのぼのとした大会となっております。小さな子どもたちが走ることを想定したファミリーランの実施に当たっては、安全面への配慮が必要なこともあり、自動車の進入がなく広々と利用できる荒川河川敷を会場としております。

その一方で、マラソン大会ならではの盛り上がりを高めるためには、公道で実施することも方策の一つかと思えます。ランナーが沿道の人々から声援を受けながら疾走する形態として実施できれば、まちの活性化にもつながり、また本格的にマラソンに取り組みたいランナーにとって魅力ある大会となると思われまます。そのため、警備などの安全性の確保や費用対効果の検証を行うことを初め、実現に向けての克服すべきさまざまな課題を解決していく必要があります。そこで、平成31年度には、公道で実施するための課題を整理し、どのような形で実行できるかを研究するべく、専門家や経験者なども委員に加えた検討組織を立ち上げることを計画しております。既に公道でのマラソン大会を実施している他の自治体の事例や、今後、本区の公道でも行われるオリンピックの聖火リレーの状況などを参考にしながら、検討を進めてまいります。

次のご質問は、スポーツクライミングの施設についてのご質問です。まずクライミング施設全体をどのように整備していくかということについてお答えしております。

クライミング施設につきましては、新年度予算のプレス発表でもお示しさせていただいたとおり、2020年4月に都立水元公園東金町八丁目地区への開設を目途に、現在準備を進めているところでございます。設備といたしましては、高さ5メートル、幅30メートルのボルダリングが設置されている施設が1棟。高さ12メートル、4レーンのリード、高さ15メートル、2レーンのスピードが一体となったリード・スピード施設1基、このリード・スピード施設は両面で1基になります。それを設置いたします。ボルダリング施設には、控室や更衣室、シャワーなどを設置する予定です。現在、今年の秋の着工をめざし、設計等を進めることとあわせて、今後の活用方法や事業展開についても検討し、広く区民の方々に親しんでもらえる施設となるよう準備を進めているところでございます。

さらに23ページでは、そのクライミング施設をどのように運営し、大会をどのように展開し

ていくのかということですが、お答えは、クライミング施設の運営につきましては、先行して建設され運営を行っている自治体や民間の事例を参考に、開設時間や料金、スタッフの配置などの検討を進めております。利用方法につきましては、子どもから高齢者まで誰もが快適に、気軽に、そして何よりも安全に楽しめるよう計画してまいります。また、国内・国際大会の誘致やトップアスリートを招いたクライミング教室、イベント等、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会との連携・協力のもと、競技する側も見るとも楽しみ、さらに初心者から熟練者まで多くの区民にスポーツクライミングを楽しんでいただけることを目指し、さまざまな企画を展開できるように努めてまいります。

次からは小山議員の学校教育についてのご質問です。25 ページからになります。本区の教員の働き方改革の進捗状況についてのご質問です。

現在、教員の業務内容は量・質ともに多岐にわたり、長時間労働の改善が大きな課題であると認識しております。本区で実施しました教職員業務実態調査におきましても、1 週間当たりの在校時間が 60 時間を超える「過労死ライン」相当にある教員の割合が、小学校で 35%、中学校で 60%を超えている状況となっております。

このような中、平成 30 年 6 月 1 日に「葛飾区立学校における働き方改革推進プラン策定検討委員会」を設置し、教員の業務負担の軽減と意識改革に向けて議論を重ねているところでございます。

今後は、教員活動に集中し、ゆとりをもって子どもと向き合う時間の確保ができるよう、超過勤務を月 45 時間以内に抑えるように努めてまいります。定時退庁日の設定の促進、長期休業期間中における連続した学校閉庁日の設定、会議及び各種調査の精選、部活動における地域指導者の確保、教育課程や行事などの見直し、保護者の理解啓発、教員の業務補助を行うスクール・サポート・スタッフや副校長の業務補佐を行う学校経營業務支援員の配置など具体的な取り組みを盛り込んだ「(仮称) 葛飾区立学校における働き方改革推進プラン」を今年度末を目途に策定し、各学校において着実に推進していくことで長時間労働の改善に努めていきたいと考えております。

次に小山議員からは、授業の ICT 活用についてのご質問です。

ICT の導入により、デジタル教科書で教員が見せたい資料、音声や動画を電子黒板に映し出したり、図形などを動かして見せることで視覚的に説明できるようになります。また、児童・生徒の学習においても、タブレットパソコンで調べたり、さまざまな考えを並べ示して、考えを深めたりすることができるようになるなど、授業はこれまでと大きく変化します。

このような授業における ICT の活用に向けては、教員の ICT を活用した指導力をさらに伸ばしていくことが不可欠です。そこで、各学校には、朝全ての教室で指導者用タブレットパソコンと大型提示装置の電源を入れ、すぐに活用できるように促し、簡単な電子黒板としての

機能やタイマーとしての活用など日常的に活用することから始めています。さらに、ICTを活用した指導力の向上に向けて、情報教育リーダー研修やICT実技研修などの既存の研修の内容を充実させるとともに、管理職向けのICT研修を実施し、管理職がリーダーシップを発揮して学校全体でICT活用に取り組める体制を整えていきます。それにあわせて、ICT支援員等の学校サポートの充実にも取り組んでまいります。

さらに 29 ページでは小山議員が学校教育総合システムのリプレイスについてのご質問をしています。

2020年度のシステムのリプレイスによる期待される効果としては、指導者用パソコンと校務用パソコンを1台のタブレットパソコンに一体化することで、両方のシステムを職員室だけではなく教室など場所を選ばず使いたいときに利用できるようになります。また、教員が学校運営や学級経営に必要な情報と児童・生徒の状況等を一元的に管理・共有することが可能となり、業務の効率化につながります。

例えば、これまで授業の狙い等の掲示を紙で行っていましたが、各教員がタブレットパソコンを持つことにより、掲示するデータが共有され準備時間が軽減されます。また、学習支援ソフトの使用により、児童・生徒の学習状況のデータが得られ、評価・評定に利用できるようになります。

続きまして、体育館の冷暖房ですが、これは教育次長答弁ですので、割愛させていただきます。

35 ページ、おりかさ議員の質問で「いじめ防止対策推進条例」についてですが、おりかさ議員は第4条の「児童等は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない」、これを削除しろというご意見でございます。

そのご意見に答えは、第4条の規定は、いかなる理由があってもいじめという行為は許されるものではないという強い決意を示すものであり、いじめ防止対策推進条例には不可欠な条項でございます。したがって、第4条の条項を削除する考えはございません。

さらに、おりかさ議員は条例を拙速につくるべきではないというご意見なのですが、それに対する答弁は 36 ページになります。

いじめ防止対策推進条例には、基本理念や、区、学校、保護者、区民等の責務の明確化、第三者委員会の設置等に関することが規定されており、いじめ防止対策の推進に重要な役割を果たすものでございます。条例を速やかに制定し、いじめ防止対策を推進してまいりますということでございます。

続いてのおりかさ議員の質問については、教育次長答弁でございますので、割愛させていただきます。

さらに、小林ひとし議員の質問でございますが、学校教育担当部長の答弁が続きまして、そ

こも割愛をさせていただきます。

立花議員のご質問も教育次長答弁ということで、これも割愛させていただきます。

47 ページ、高木議員のご質問「葛飾区いじめ防止対策推進条例」の役割についてのご質問です。

本条例は、昨年実施した総合教育会議において、いじめ防止対策について協議した協議内容を踏まえ、本区はいじめ防止等に向けた基本理念や、区、学校、保護者及び区民等の責務を明確にするとともに、連携していじめ防止のための対策に取り組み、本区におけるいじめ防止対策を推進するため制定するものです。本条例を制定することにより、学校だけでなく、保護者、地域が一体となって、いじめの背景にあるさまざまな問題と正面から向き合い、子どもの尊厳や権利を侵害するいじめをしない、させない、許さない学校や社会の実現を目指す決意を示し、「オール葛飾」でいじめの防止に取り組む気運を醸成してまいりたいと考えております。

続きまして、高木議員のほうからは、いじめを未然に防止して、子どもが安心して生活できる居場所をつくるために、どういう取組みをするのかというご質問です。

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るという認識に立ち、いじめが発生しない環境を学校と家庭、地域と連携して追求していくことは、いじめを防止するために重要であると考えます。子どもが安心して生活する居場所をつくるために、地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すことがいじめの未然防止につながると考えます。そこで、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるよう、「葛飾区いじめ防止対策推進条例」「葛飾区いじめ防止基本方針」について、パンフレット等で広く周知を図るとともに、各学校からも学校評議員やPTAに周知し、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協力する体制を構築してまいります。

また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の不安や悩みに寄り添い支援するほか、カウンセリング等に関する保護者や教職員への助言や援助を行います。中学校については、スクールカウンセラーを増員し、全ての中学校で週に2日配置いたします。また、総合教育センター内のスクールソーシャルワーカーを4名体制から1名増員し、課題を抱える子どもたちが置かれた環境に働きかけ、必要に応じて関係機関とのネットワークを活用して課題解決を図ってまいります。

次に50ページは、いじめ防止に向けた教職員の資質向上についてのご質問です。

いじめ防止対策推進法及び葛飾区いじめ防止対策推進条例におけるいじめの定義を正しく理解するため、教育委員会が実施する各職層における研修で、いじめの定義について特化して取り扱います。

また、各校において年3回以上実施することとしているいじめに関する校内研修の実施を徹底し、いじめの定義等を定めた同条例や各学校で策定する「学校いじめ防止基本方針」の内容

について全ての教職員が理解し、子どもの様子から軽微な段階でいじめに気づき、指導することができるよう取り組んでまいります。さらに、健康部との連携により、保健主任を対象としたゲートキーパー研修を実施し、子どもの悩みや自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるような力を育成してまいります。

以上でございます。

○教育次長 ただいまの報告について何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは報告事項 11 について終わります。

そのほか、ご意見、ご質問等がございますか。

大里委員。

○大里委員 3月になりまして、区立幼稚園の新入園児の状況といたしますか、そういったことはどうなっているのでしょうか。

○教育長 3園の状況ですね。学務課長。

○学務課長 今の状況ですと、飯塚幼稚園が新入園児が9名、北住吉幼稚園が21名、水元幼稚園が14名、合計44名というような状況です。

○教育長 よろしいですか。

○大里委員 飯塚幼稚園が少ない印象ですね。

○教育長 飯塚が少ないのだけど。

○大里委員 今後、どのような。

○教育長 学務課長。

○学務課長 確かに飯塚幼稚園は9名ということで、今回、非常に少ない状況なのですが、この前、教育委員会で決定していただいたとおり、園児数の応募状況、推移を見ながら、当面の間、募集を行うという形になってございますので、それを決めて初年度の今回の募集ですから、しばらくは推移を見守っていきたいと考えてございます。

○教育長 来年も1桁だと、ちょっとということですね。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして平成31年第3回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時40分